

理・美容所を開設する場合は、保健所に開設届を提出し、検査を受けなければなりません。開設届を提出し検査を受けるにあたっては、次の事項に注意してください。

### 1. 手続きについて

- (1) 事前相談：事前相談は義務ではありませんが、工事が終了してから相談があった場合、修正が必要になる場合があります。そのため、できる限り早めにご相談ください。また、開店までの大まかな日程の打ち合わせや、提出書類の説明を行いますので、以降の手続きがスムーズに進みます。この時に、面積・レイアウトなどが書かれた図面をお持ちください。
- (2) 開設届：工事終了後、または開店予定の10日から14日程度前に届出をしてください。届出にあたっての必要事項は「3. 開設届について」「4. 開設届の記入方法等」のとおりです。
- (3) 検査：施設が法令どおり完成しているか、保健所の職員が現地確認を行います。この時には、いす、流し等の設備や消毒器具も確認しますので、開店しているときと同じ状態にしてください。
- (4) 確認証交付：検査が終了し、問題がなければ確認証を発行します。検査から発行までは、1～3開庁日かかります。
- (5) 開店：確認証を受け取った日から開店できます。

### 2. 施設・設備について

理・美容所を開設するにあたっては、次の施設設備が最小限必要になります。

#### (1) 作業室と客待室

##### ア. 客待室

客待室は、理・美容を行うとき以外は客がみだりに作業場に立ち入らないよう、腰高以上の仕切りで分けけてください。また、原則出入口の近くに設けてください。

##### イ. 作業場

作業場の面積は、下表の面積が最低限必要です。

施術いす台数	作業場面積
1台	9.9 m <sup>2</sup>
2台	13.2 m <sup>2</sup>
3台	16.5 m <sup>2</sup>
4台	19.8 m <sup>2</sup>
5台	23.1 m <sup>2</sup>

※ 作業場面積：いす1台9.9 m<sup>2</sup>、以降1台増すごとに3.3 m<sup>2</sup>を加えます

面積計算を行う場合、次の点に注意してください。

- i) 作業場は、理・美容に関係するスペースですので、関係しない設備（トイレ、着付け室、玄関など）は除かれます。
- ii) 計測は内寸（壁の内側）で行いますので、建築図面とは異なることがあります。（建築図面は一般に、柱の中心から計測）
- iii) 美容の場合、施術いすとはセットいすのことであり、ドライヤー、洗髪などに使用するいすは施術いすには含まれません。

(2) 床・腰板の材質

床・腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム、板などの、不浸透性材料を使用してください。絨毯など、水がしみこんだり、清掃が困難な材質は認められません。

(3) 設備等

- ア. いすと鏡
- イ. 洗髪・洗顔用の洗い場
- ウ. 器具・手指洗浄用洗い場（洗髪・洗顔用とは別に設置してください。また、器具類を洗浄できる大きさを確保してください）
- エ. 消毒器具・・・●紫外線消毒器、●薬液消毒盤、●シリンダー（水用と薬用）、●タオル蒸し器（理容のみ）
- オ. 照明器具
- カ. タオル収納場所
- キ. 使用済みタオル入れ
- ク. 器具類保管場所
- ケ. 使用済み機具類置き場
- コ. 換気扇（ガス器具周囲等）
- サ. ふた付きゴミ箱
- シ. ふた付き毛髪箱

3. 開設届について

開設届を提出するにあたっては、次のものがが必要です。

- (1) 開設届
- (2) 申請手数料 18,800円

4. 開設届の記入方法等

(1) 開設届に必要な書類は次のとおりです。

- ア. 理（美）容所開設届出書
- イ. 有資格者及びその他の従事者の名簿
- ウ. 構造概要書及び設備器具機材の調書
- エ. 平面図
- オ. 付近の見取図
- カ. 理（美）容師免許証の写し（注↓）
- キ. 健康診断書（従事する理・美容師が、結核・皮膚疾患にかかっていないことが記載されている医師の診断書）

(2) 場合によって必要となる書類

- ア. 「理（美）容師が2名以上いる場合」  
・・・管理理（美）容師の修了証の写し
- イ. 「外国人の場合」・・・外国人登録済証明書

5. 連絡先

北海道苫小牧保健所 生活衛生課 環境衛生係

TEL : (0144) 77-9937 FAX : (0144) 34-4177


E-mail : tomakomaho.seikatsu1@pref.hokkaido.ig.jp

理容所・美容所開設者の皆様へ ～診断書についての留意事項～

添付書類の診断書には、「結核」、「皮膚疾患」ではない旨の記載が必要です。

診断書は受診する病院によって様式が異なります。受診する病院の様式で記載していただくのですが、上記の2項目は必ず証明してもらうようにしてください。

(記載例) 届出書、免許証等の記載と同じであるか、注意してください

診断書	
住 所	苫小牧市○町×丁目△番地
氏 名	保健 太郎
生年月日	昭和○○年×月△日
上記の者は、結核、皮膚疾患、その他伝染性疾患で はないと診断します。	
平成○○年○月○○日	
住 所	苫小牧市●●町▲丁目×番地
医師氏名	胆振 次郎 

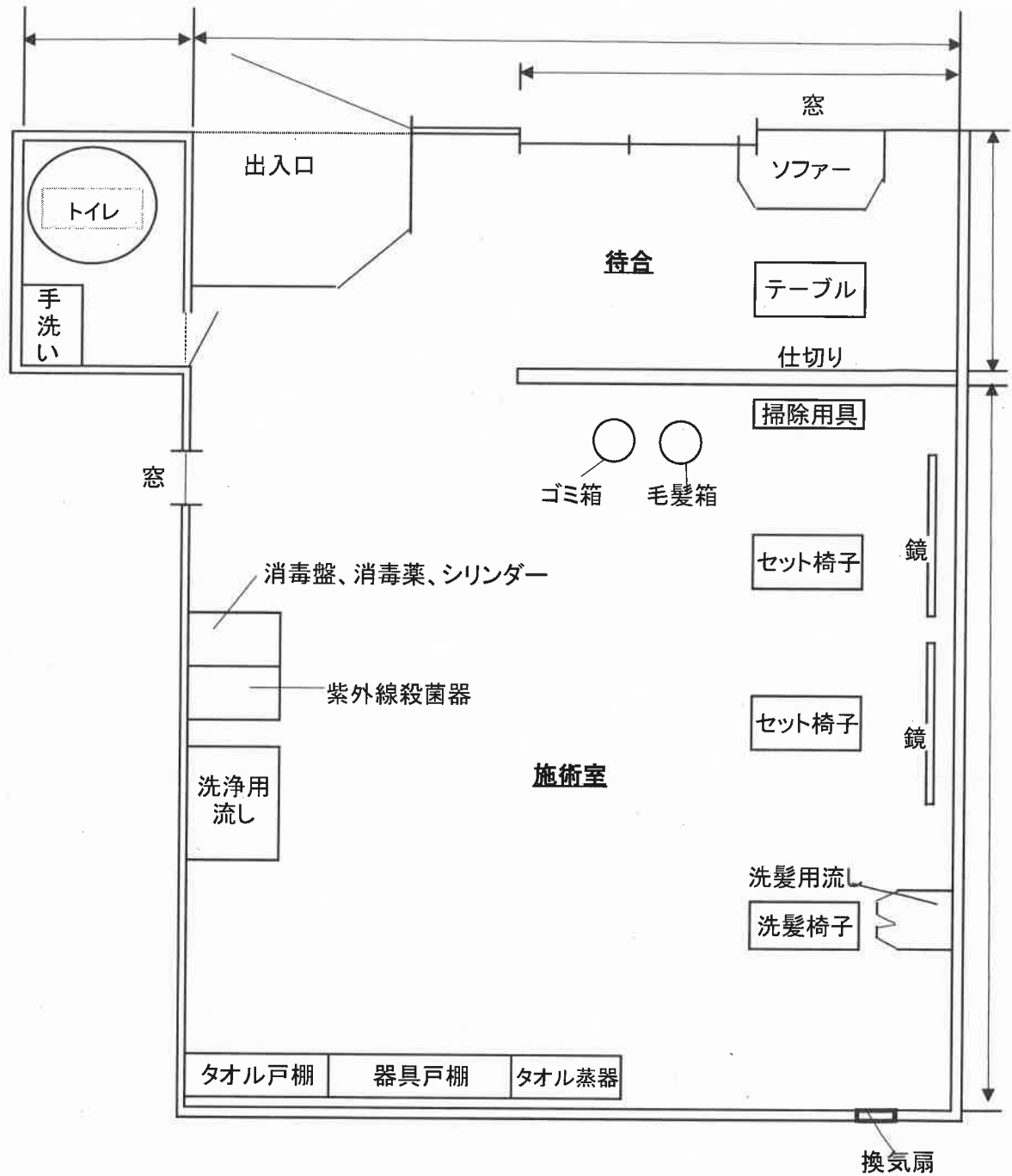
記載漏れが無いようお願いします

その他の病名等が入っていてもかまいません

☆不明な点があれば、保健所までご連絡ください☆

北海道苫小牧保健所 生活衛生課環境衛生係 (TEL: 0144-77-9937)

平面図 記載例



※面積を算出するための内寸法を記入して下さい。

付近見取り図(記載例)

